# 協同農業普及事業の実施に関する方針

(令和3年3月15日付け農普第851号)(令和5年4月10日付け農普第35号)

岩 手 県

# 目 次

はじ	かに	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第 1	普	及扫	指導	活	動	の	課	題		•	•		•	•			•				•	•	•		•	•	•		•		•			2
1	意	欲。	と能	力	の	あ	る	経	営	体	0	育	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	収	益	力の	高	٧١	農	畜	産	物	0	産	地	形	成	と	供	給	力	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	農	産物	勿の	高	付	加	価	値	化	と	販	路	0)	拡	大		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	農	<u></u> 山 $i$	魚村	0	活	性	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	東	日 2	本大	震	災	津:	波	カュ	5	0)	復	旧	•	復	興	と	大	規	模	自	然	災	害	等	^	0	対	応		•	•	•	•	2
6	そ	の作	也地	域	課	題	の	解	決		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第 2	普	及	指導	員	の	配	置	に	関	す	る	事	項				•					•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	2
1	普	及	事業	実	施	機	関	0)	設	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	普	及-	セン	タ	_	0	配	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	普	及打	指導	員	の	配	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第 3	普	及	指導	員	の	資	質	の	向	上	に	関	す	る	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	目	指~	すべ	き	姿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	普	及打	旨導	活	動	を	通	じ	た	Ο	J	Τ	に	ょ	る	資	質	向	上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	計	画的	的な	研	修	に	ょ	る	資	質	向	上		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4	調	査	研究	に	ょ	る	資	質	向	上		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第 4	普	及	指導	活	動	の	方	法	に	関	す	る	事	項		•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1	農	業	者に	対	す	る	支	援	0	充	実	強	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2	効	率的	的か	0	効	果	的	な	普	及	指	導	活	動		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3	普	及打	指導	計	画	Ø	策	定	と	そ	0)	成	果	等	0)	適	切	な	評	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4	研	修	教育	$\mathcal{O}$	充	実	強	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
			,,,,				·-·																											

#### はじめに

協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、県が国と協同して専門の職員として 普及指導員を置き、直接農業者に接して普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び 農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等 を図るものである。

県では、「いわて県民計画 (2019~2028)」に基づき、農林水産業やものづくり産業などの活力ある産業のもとで、安定した雇用が確保され、また、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができる岩手の実現を目指し、①意欲と能力のある経営体を育成、②収益力の高い「食料・木材供給基地」づくり、③農林水産物の高付加価値化と販路拡大、④一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村づくりに重点的に取り組むこととしている。

また、東日本大震災津波からの復旧・復興を図るため、地域特性を生かした生産性・収益性 の高い農林業の実現等を実施している。

このため、本県における普及事業は、「いわて県民計画」に基づき、農業者が将来展望をもって農業経営に取り組むことができるよう、農業者の所得向上と地域課題の迅速な解決を目指し、効果的な普及指導活動を展開している。

「協同農業普及事業の実施に関する方針」(以下、「実施方針」という。)は、以上の考え方に基づき、国が令和2年8月に定めた運営指針を基本に、協同農業普及事業を実施する上での基本的な考え方を示すものであり、今般、国において、運営指針の内容を補足する「協同農業普及事業の実施についての考え方」の一部改正および「いわて県民計画(2019~2028)」第2期アクションプランの策定に伴い改正を行うものである。

# 第1 普及指導活動の課題

県として取り組む普及指導活動の基本的な課題は、次のとおりとする。農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)においては、地域のニーズ及び課題の優先度を評価し、地域の実情に応じて課題を設定する。

- 1 意欲と能力のある経営体の育成
  - (1) 新規就農者の確保・育成
  - (2) 地域農業の中核となる経営体の経営力向上及び生産基盤強化
  - (3) 女性農業者の活躍促進
- 2 収益力の高い農畜産物の産地形成と供給力強化
  - (1) 消費者・実需者ニーズを踏まえた戦略的な産地形成
  - (2) データを活用したスマート農業技術による生産性向上
  - (3) 持続可能な農業の実現に向けた「みどりの食料システム戦略」に基づく生産体系の構築
  - (4) 産地における国際水準GAPの導入
  - (5) 鳥獣被害防止技術の導入に対する支援
- 3 農産物の高付加価値化と販路の拡大
  - (1) 地域資源を活用した農山漁村発イノベーションによる農産物等の高付加価値化等の取組促進
- 4 農山漁村の活性化
  - (1) 地域資源の維持・継承と生産活動の継続
  - (2) 農山漁村ビジネスの取組促進
- 5 東日本大震災津波からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応
  - (1) 沿岸地域における生産性・市場性の高い園芸産地の形成
  - (2) 自然災害や感染症の蔓延に対する備えの強化
- 6 その他地域課題の解決
  - (1) 「地域農業マスタープラン(地域計画)」の策定・取組促進
  - (2) 遊休農地対策等持続可能な農地の維持・利用に向けた地域ぐるみの取組促進
- 第2 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員の配置に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

1 普及事業実施機関の設置

農業改良助長法(以下「法」という。)第12条第1項に規定する普及指導センターは、普及センターとする。

また、協同農業普及事業の運営に関する指針第五に規定する農業革新支援センターは、農業普及技術課農業革新支援担当とする。

#### 2 普及センターの配置

重点化した地域課題に対し、効果的かつ効率的に普及事業を展開するため、地域農業を考慮し、普及センターを配置する。

# 3 普及指導員の配置

普及指導員は、普及センター及び農業普及技術課農業革新支援担当に配置する。

普及指導員の配置にあたっては、地域農業振興の方向や所管の市町村数等を考慮し、人員数を定め、専門分野ごとに複数名を配置するよう努める。

普及指導員の在任期間は、継続的な普及活動による課題解決が図られるよう、同一勤務地 に一定期間従事できるよう努める。

また、普及指導員のうち、高度な専門技術を有し、試験研究機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化、政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、その他普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として位置づけ、農業普及技術課農業革新支援担当に置き、専門分野に関する高い知見や関係機関との調整力を有している者を配置するよう努める。

なお、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成を行うとともに、幅広い視野を持つ普及指導員を確保するため、行政機関、試験研究機関や研修教育機関との人事交流を行う。

# 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

県は、農業普及員育成基本指針を定め、人材育成の基本的な考え方や普及指導員の目指すべき姿等を示すとともに、普及指導員としての職務の遂行のために必要な資質の向上が図られるよう研修を体系化し、充実強化を図る。

また、普及指導活動の実践を通じて、普及指導員は自ら知識・技術の向上に努める。

# 1 目指すべき姿

- (1) 農業者との信頼関係を積極的に構築し得るコミュニケーション能力を有する。
- (2) 農業情勢や技術革新に伴う知識や情報の刷新を図り、農業者の高度で多様なニーズに応えうる、深い知識と高い技術(スペシャリスト機能)を有する。
- (3) 地域や生産現場に立脚した課題等を提案し、協調性と主体性を持って、関係機関・団体・民間企業等と連携のうえ、先進農業者と協働した活動を通じて解決を図ることができる能力(コーディネート機能)を有する。
- (4) スペシャリストとコーディネートの機能を組み合わせた総合的な企画運営、使命感と 責任感を持ったリーダーシップによる高度な普及指導活動の実現、人材育成及び組織運 営等の能力を有する。

#### 2 普及指導活動を通じたOJTによる資質向上

普及指導課題に即した活動や、関係機関及び先進的な農業者等との協働による普及指導活動の実践を通じたOJTにより、普及指導員の専門分野における課題解決能力、地域課題に対する総合的な指導力などの能力向上を図る。

なお、OJTの実施にあたっては、普及指導員の発展段階に応じて、育成目標を定めて計画的に取り組むものとする。

#### 3 計画的な研修による資質向上

研修実施計画に基づく計画的な研修により、普及指導員の発展段階に応じて必要となる農業や農業経営に関する知識・技術や普及指導手法などの習得を図る。

なお、国段階の研修、通信教育(ICT等の活用含む)、派遣研修、人事課研修などを組み合わせて効果的な研修を行う。

# 4 調査研究による資質向上

普及指導員は、自らの技術・知識の向上に努めるほか、能力向上を図る観点から、各種研究活動等に積極的に参加することとし、必要に応じて、試験研究機関等との連携を図りながら、普及活動の高度化や地域課題解決に資する調査研究を行う。

県は、調査研究活動の成果発表や情報交換等の研究活動の充実強化に努める。

また、調査研究の成果は、現地の課題解決を図るため、有効に普及指導活動に活用する。

# 第4 普及指導活動の方法に関する事項

効果的かつ効率的な普及指導活動を実現するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる 事項に対応するよう努める。

# 1 農業者に対する支援の充実強化

普及指導員が行うもの、民間等(民間企業・団体、試験研究機関、先進的な農業者等をいう。以下同じ)が行うもの、民間等と連携して行うものを整理しつつ、多様な関係機関との連携による総合力の発揮により農業者に対する支援活動の充実強化を図る。

このため、多様な関係機関が効果的に活動できるよう、民間等との積極的な情報交換を図るとともに、普及指導活動の方法に関して、以下の取組を行う。

(1) 普及センターが担うべき分野における取組の強化

普及センターは、地域農業・農村の実態や課題、農業者のニーズ等を踏まえた上で、第 1に掲げる課題の解決に向けた取組を強化する。

# (2) 民間等との連携強化

#### ア 民間企業・団体等との連携

普及センターは、経営規模拡大や多角化、新たな生産技術、農業支援サービス活用など、農業者の高度で多様なニーズに対応するため、民間企業・団体や外部専門家等と連携して、効果的な普及指導活動を展開する。

#### イ 試験研究機関との連携

普及センターは、地域のニーズに対応した技術の開発及び迅速な普及を図るため、現場の課題や技術の改善すべき点等を試験研究機関に伝え、より実用性の高い技術開発につながるよう努めるとともに、試験研究機関等で開発された新技術等について、必要に応じて現地実証等を行いながら導入を図る。

# ウ 先進的な農業者等との連携

普及センターは、地域課題の解決や普及活動成果の波及のため、農業農村指導士などの先進的な農業者等を普及事業パートナーと位置づけ、協働した活動に取り組む。

# (3) 行政機関との連携

普及センターは、広域振興局農政(林)部、農林振興センター等との密接な連携を図り、 役割分担のもとに行政課題や地域課題の解決を支援するとともに、各種補助事業、制度資 金等の行政施策が課題解決の手段として、効果的に活用されるよう支援する。

(4) 新規就農者の確保・育成に向けた連携強化

普及センターは、県内外から多様な新規就農者を確保するため、就農相談活動や、就農 希望者の研修受入から就農後のフォローアップまでの継続的な支援体制づくりに向けて、 先進的な農業者、市町村、岩手県農業経営・就農支援センター、農業関係団体、研修教育 機関等との連携を強化する。

# (5) 都道府県間の連携

農業革新支援専門員は、広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、都道府県間の情報共有、技術協力等を行う。

# 2 効率的かつ効果的な普及指導活動

# (1) 課題と対象の重点化

普及センターは、県の施策と地域において重要な課題等を考慮の上、地域重点課題として選定し、「地域重点課題普及指導計画」を策定して取り組む。

普及指導活動の支援対象は、大規模経営体等経営改善に意欲的な経営体、主体的に活動できる生産者組織、新規就農者等に重点化するとともに直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。

なお、重要かつ広域的な課題については、県重点課題として農業普及技術課が選定し、「県重点プロジェクト計画」を策定して、当該プロジェクトに基づく活動を推進する。

(2) 普及指導活動の成果と手法の迅速な波及

普及センターは、普及指導活動の成果について、解決までのプロセスを取りまとめ、その内容を積極的に発信し、速やかに広く波及させるよう努める。

また、普及センターは、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図るため、ICT等を活用した活動推進に努める。

(3) 普及センターの体制

普及活動の目標を着実にかつ迅速に達成するため、経営指導、産地育成、地域指導を重 点的に行う課を基本とした体制とする。

また、地域の重点課題を解決するため、課を横断したプロジェクトチームを編成することができるものとする。

(4) 普及センター間の連携

効果的な普及指導活動を展開していくため、隣接する普及センター間等の連携による管轄区域を超えた普及指導活動ができるものとする。

(5) 農業普及技術課農業革新支援担当の活動

県の重要課題の解決を図るため、普及センター、行政機関及び試験研究機関との密接な 連携調整と、高度な農業技術の普及及び普及指導員の資質向上に向けた企画・指導を行う。

# 3 普及指導計画の策定とその成果等の適切な評価

県は、普及指導計画の策定、普及指導活動の実施、普及指導活動の記録と評価の実施及び 普及指導活動の見直しを一連のものとして行うため、「普及指導計画の策定及び普及指導活動方法の実施と評価に関する要領」(以下「策定要領」という。)を定める。

普及センターは、策定要領に基づき、内部評価、外部評価を行い、その結果を次年度以降 の普及指導活動に反映させるものとする。

なお、外部評価は、先進的な農業者や関係機関等を委員として実施し、その結果をホーム

ページ等で公表する。

#### 4 研修教育の充実強化

(1) 農業大学校における研修教育

法第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設は農業大学校とする。

農業大学校は、地域をリードする農業者を養成するための中核的な機関として、先進的な農業者等と連携し、研修教育内容の充実を図るとともに、就農希望者や、青年農業者等に対して、就農前から経営が確立するまでの発展段階に応じて、以下の事項に留意して、研修教育を行う。

- ア 青年農業者等を主な対象とした研修教育に加え、新規就農を志向する者等の多様な就 農ニーズに配慮した研修教育を行う。
- イ 学生の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング等の就農支援の取組 を行うとともに、入学者の確保及び就農後における地域への定着が図られるよう、普及 センター等と連携した取組を実施する。
- ウ 学生以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者や新規就農者に対し、 受入先の農業者や普及センター等との役割分担の下、経営力向上に向けた研修を行う。
- エ 将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、インターンシップや農業高校等の生徒に対する研修機会の提供等を行う。
- オ 社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、他の関係機関・団体との連携・役割 分担の下、社会人等に対する研修機会の提供を行う。
- カ 指導職員については、普及指導経験及び試験研究機関における技術開発経験を考慮した配置に努めるとともに、就農に向けた指導力の向上に努める。

なお、農業大学校は、研修教育の内容、成果等について、先進的な農業者等による外部評価を行い、その結果を踏まえ、研修教育の内容等の改善を行う。

# (2) 青年農業者等への支援

普及センターは、農業大学校等と連携して、次代を担う農村青年クラブ員等による地域の課題への取組及び技術の改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を行う。

また、普及センター及び農業大学校は、関係機関との連携を図りつつ、学校農業クラブと農村青年クラブ等との交流に対する支援を行う。

# 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

#### 1 農業に関する教育への協力

行政機関、教育機関、農業協同組合等が、農業の理解醸成を目的に農業に関する教育の取組に対して、地域農業に関する情報の提供や相談への対応等を行うよう努める。

# 2 他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業や商工 会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携を図る